

松江市中学生向け職業体験イベント実施運営業務委託企画提案募集要領

1 委託業務名

松江市中学生向け職業体験イベント実施運営業務委託

2 趣旨

官民学が一体となり、市内中学2年生を対象に地元企業の魅力を体験する機会を提供することで、地元就職意識の醸成を図るとともに進路学習の一環となる「職業体験イベント」を実施します。

については、職業体験イベント開催に必要な企画、運営及び制作、設営及び撤去、広報、事前学習教材作成等に係る一切の業務の円滑な運営を図るため、本事業の委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを実施します。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

4 提案上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 委託業務の内容

別紙「松江市中学生向け職業体験イベント実施運営業務委託仕様書」のとおり

6 作業条件

松江市中学生向け職業体験イベント実行委員会（以下「実行委員会」という）の事務局職員と綿密な企画調整を行える体制を構築するとともに、その体制を提案書に明記すること。

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 松江市内に事業所を有し、松江商工会議所の会員であること。
- (2) 業務を適切に実施できる組織体制を備えており、本業務と類似する業務を主体的に実施した実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続中の者でないこと。
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (7) 複数の事業者の連合体による申請も可とする。その場合、すべての事業者が参加資格の要件を満たしていること。

8 公募スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 公募・質問受付開始 | 令和8年3月25日（水）から |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年4月8日（水）15時まで（必着） |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年4月15日（水） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年4月22日（水）17時まで（必着） |

- | | |
|-----------------|----------|
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和8年5月中旬 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年5月下旬 |
| (7) 契約日 | 令和8年5月下旬 |

9 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和8年4月8日（水）15時まで
- (2) 受付方法
電子メールで提出すること（期限厳守）。
（提出先アドレス）shien@matsue.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、中学生向け職業体験イベント実行委員会事務局 松江商工会議所 担当者よりメールで回答いたします。

10 企画提案書等の提出書類

企画提案にあたっては、以下の書類を提出すること。

- (1) 企画提案書
提出はPDFとし、書式は自由。サイズはA4版とする。提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
- (3) 業務実施体制
- (4) 経費見積書

11 企画提案書等の提出方法及び留意点

- (1) 提出方法
電子メールで提出（提出期限までに必着）Email：shien@matsue.jp
- (2) 提出期限
令和8年4月22日（水）17時まで
上記日時を必着とし、メール送信後10分以内に必ず受信確認の電話（0852-32-0506）をすること
- (3) 提出に関する留意事項
ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。
イ 本委託業務に係る説明会は開催しない。
- (4) 失格等に関する事項
ア 失格となる企画提案書等
企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
(ア) 提出期限、提出先および提出方法に適合しないもの。
(イ) 本要領に示した条件に適合しないもの。
(ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
(オ) 前記「4 提案上限額」を超えたもの。
(カ) 仕様書の要件を満たさないもの。
(キ) 前記「7 参加資格」を満たしていない者による企画提案書等。
イ 制約事項
(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
(イ) 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

- (ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類等は、提出期限後の差し替えおよび再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類等は、全て返却しない。

1.2 審査方法

- (1) 応募者が複数の場合は、実行委員長が委員の中から任命した選定委員が企画提案の内容、業務の実施能力等を下記により総合的に評価し、契約候補者を決定する。選定会は、企画提案書の内容を選定委員に説明し、委員の質問に答える形式で実施する。所要時間は、30分程度（説明15分、質疑応答ほか15分）とする。
- (2) 企画提案書の提出期限までに、応募者が1者のみであった場合、当該企画提案が事業遂行に適切であると事務局が判断した場合は、選定会を省略し、実行委員会の承認をもって、当該応募者を契約候補者として決定し、その旨を通知する。但し企画提案書の内容について詳細な説明や質疑応答が必要と判断した場合、またはその他特別の事情があると認めた場合は、選考会に代わるヒアリング等の方法により審査を行うことができる。

■評価項目 評価基準

1 事業の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び仕様に沿った実施方法及び内容となっているか。 ・事業の成果を高めるための効果的な工夫及び独自の提案がされているか。
2 実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・納品日や事業を実施するために適切なスケジュールが設定されているか。
3 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。
4 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行できる体制を構築しているか。（外注がある場合は、その内容も妥当か） ・事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか。
5 価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

- (2) 審査結果については、個別に文書にて通知する。

1.3 契約の相手方の決定方法

- (1) 最優秀提案者を契約候補者として、契約内容の詳細を確定し契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者が資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合で、契約締結に至らなかった場合は、次点提案者と協議を行う。

1.4 担当者連絡先

松江市中学生向け職業体験イベント実行委員会事務局
 松江商工会議所 ビジネス支援部
 住 所：島根県松江市母衣町 55-4
 電 話：0852-32-0506
 メール：shien@matsue.jp